

姫路港を起点とするクルーズ客船向け上質なコンテンツ造成業務仕様書

1 委託業務名

姫路港を起点とするクルーズ客船向け上質なコンテンツ造成業務

2 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

3 趣旨・目的

姫路港において、クルーズ客船の誘致活動を行っているが、客層に合った乗客向け観光コンテンツの造成ができていないため、寄港数の増加に結び付いていない。そこで、クルーズ客船を利用する国内外の高付加価値旅行者層に訴求力が高い観光コンテンツとは具体的に何かについて、市場調査やデータ分析を踏まえた根拠を整理した上で、上質なコンテンツを造成することで、クルーズ船社への訴求力を向上させ、ポートセールスの推進を図る。

4 実施主体

姫路港ポートセールス推進協議会（以下「委託者」という。）

5 委託料

委託料は 2,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6 業務内容

(1) タリフの作成

委託者が高付加価値旅行者を取扱う船社及び旅行会社へセールスすることを想定し、

1 コンテンツ毎と食事場所 1 箇所毎にタリフを作成すること。

① ターゲット

姫路港に寄港する中小型（全長 250m 以下）のプレミアム及びラグジュアリークラスのクルーズ客船に乗船する、国籍が欧米豪及び日本の高付加価値旅行者層。

② 作成言語

日本語及び英語とする。

③ タリフの個数

原則、体験を含めたコンテンツを 4 個以上。食事場所について 2 箇所以上とする。

また、姫路市内のコンテンツを 1 個以上含むものとする。

④ タリフの項目例

コンテンツ名、概要、詳細スケジュール、実施場所・アクセス方法、催行設定期間、価格、旅行会社からの申込可否及び手数料、価格に含まれるもの（含まれないもの）、任意オプション、体験時間、服装・持ち物、催行・受入可能人数、参加条件、ガイド有無、予約締切日、キャンセル料、食事対応（アレルギー対応の可否・ムスリム対応の可否・ビーガン・ベジタリアン対応の可否など）、ものづくり（つくれるもの、個数、受取方法）、問い合わせ先等

(2) モデルコースの提案

上記(1)のコンテンツタリフ等を組み合わせ、現地調査を実施した上で、クルーズ客船(プレミアム及びラグジュアリークラス)の観光方法、客層等に合わせた、モデルコースを作成する。

※委託者の随行に係る経費は委託料に含めないこと。(委託者の負担とする)

①モデルコースの個数

国内外の高付加価値旅行者層に訴求力が高いコースを2個以上とし、そのうちの半分以上は姫路市内のコンテンツを中心とするコースとする。

また、バス(大人数)用と少人数用のコースを取り混ぜるものとする。

(3) 地域紹介資料の作成

兵庫県ならではの地域の特色を活かしたコンテンツ、及びモデルコースであることが伝わるよう、(1)、(2)のタリフ、及びモデルコースに合わせて、地域紹介資料(地域のストーリー、コンテンツ造成、及びモデルコース造成した内容に繋がるような地域の特色やコンセプトなど)を日本語及び英語でそれぞれ作成すること。

7 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本業務が終了したとき、「業務完了報告書」をはじめとする下記の成果物を作成し、紙媒体、及び電子データを下記提出先に提出すること。

電子データの各ファイルには内容のわかるファイル名を付与し、ウィルスチェックを行っておくこと。

① 提出物

ア 業務完了報告書(造成したコンテンツ、及びモデルコース等の成果物、市場調査やデータ分析結果を含む。)

イ 現地調査したコンテンツ一覧

ウ 現地調査の結果

・調査行程、関係者との協議記録、アドバイス内容等

エ タリフ、地域紹介資料 ※編集可能なデータで提出すること。

オ タリフ、地域紹介資料を作成するにあたって撮影した写真

② 提出期限

令和8年2月27日(金)までに提出すること。

③ 提出先

姫路市飾磨区須加 294

姫路港ポートセールス推進協議会

(兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所内)

E-mail : himejikoukanri@pref.hyogo.lg.jp

TEL : 079-235-0176

8 業務実施上の留意点

(1) 特記事項

- ① 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② 業務担当者は、クルーズ客船の寄港地観光及び兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- ③ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- ④ 委託者及び委託者が指定した者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- ⑤ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(2) 委託業務に要する画像等

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本業務の趣旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

9 著作権等の権利関係

(1) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いを、以下のとおり定める。

- ① 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。
- ② 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- ④ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

(2) 二次利用

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者等は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

10 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適

正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

11 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

12 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、商号又は氏名及び再委託を行う業務の範囲、契約金額等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託先に対し、本業務により受託者が負担する業務と同等の義務を課すとともに、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

13 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者及び委託者が指定した者は、受託者と委託業務の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、委託内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる受託者は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、および過去 2 年間に法人、国（公社・公団を含む）、地方公共団体その他知事が指定する公共団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

14 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

15 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

16 適正な業務執行に係る留意事項

受託者は、本業務が委託者との契約に基づく公的業務であることを十分認識し、適正な業務及び経費の執行に努めることとする。

17 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者及び委託者が指定した者と協議し、その指示に従うこと。